

温室効果ガス排出量の算定・報告について (畜産編)

算定・報告・公表制度とは

【制度の概要】

- ◎ 平成17年の地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）の改正により導入（18年4月施行）
- ◎ 温室効果ガスを一定量以上排出する者に、排出量の算定と国への報告を義務付け。国が報告されたデータを集計・公表する制度
- ◎ 試行後2回目となる平成19年度（2007年度）の温室効果ガス排出量の集計結果は、21年4月3日に公表

【制度のねらい】

- ◎ 排出者自らが排出量を算定することによる自主的取組のための基盤の確立
 - ・ 自らの関連する活動を通じて直接・間接に排出する温室効果ガスの量を算定・把握
 - 排出量の抑制対策を立案、実施、対策の効果をチェックし、新たな対策を策定して実行するというPlan-Do-Check-Action（PDCA）サイクルを通じた取組の推進
- ◎ 情報の公表・可視化による国民・事業者全般の自主的取組の促進・気運の醸成
 - ・ 算定・把握された排出量を国が一定のルールで集計・公表
 - 排出者による自らの排出や対策の状況の認識、更なる対策の必要性・進捗状況の把握
 - 各主体からの排出状況の可視化による国民各界各層の排出抑制に向けた気運の醸成・理解の増進

【雑則】

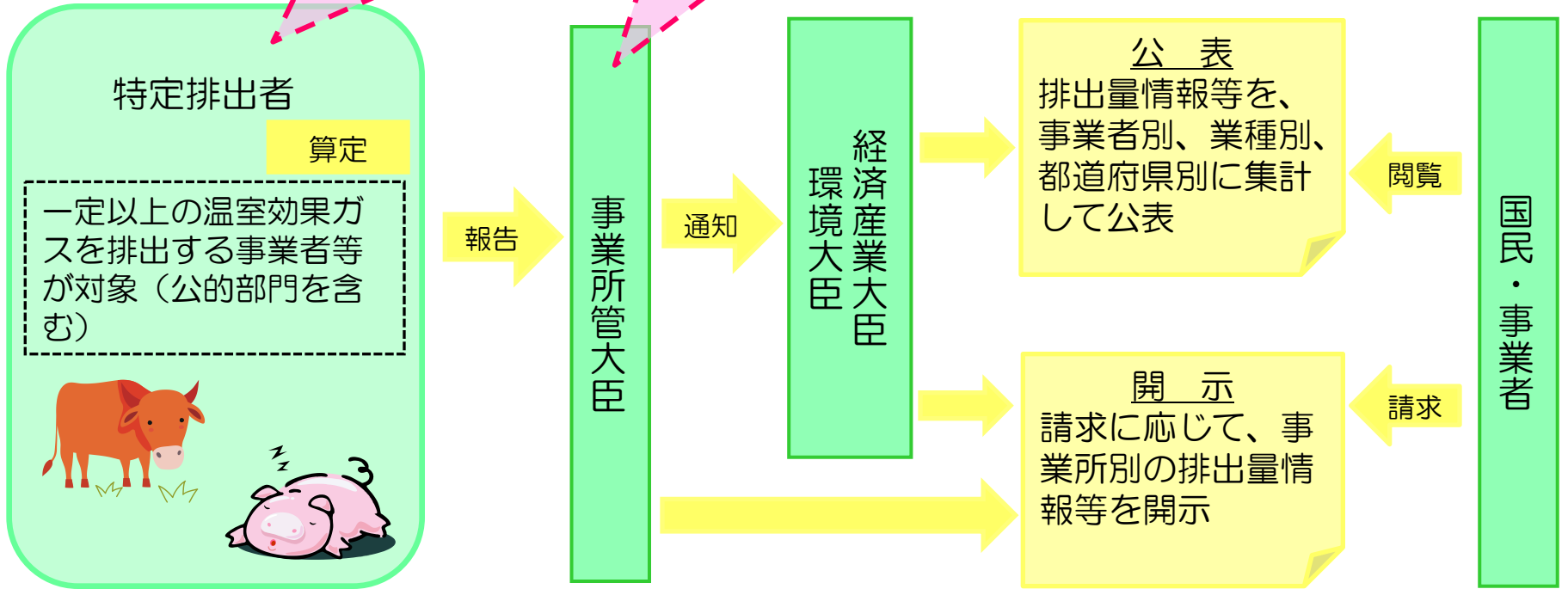
- ◎ 排出量の報告を義務付けられた事業者が報告を行わなかった場合、あるいは虚偽の報告を行った場合は、法により、20万円以下の過料が科せられる

算定・報告・公表制度全体の流れ

① 特定排出者は、自らの排出量を算定し、毎年7月末（※22年度は11月）までに、前年度の排出量情報を事業者単位で報告

② 事業所管大臣は、報告された情報を集計し、環境大臣・経済産業大臣へ通知

③ 通知された情報は、環境大臣・経済産業大臣によって集計され、国民に対して公表、開示される。

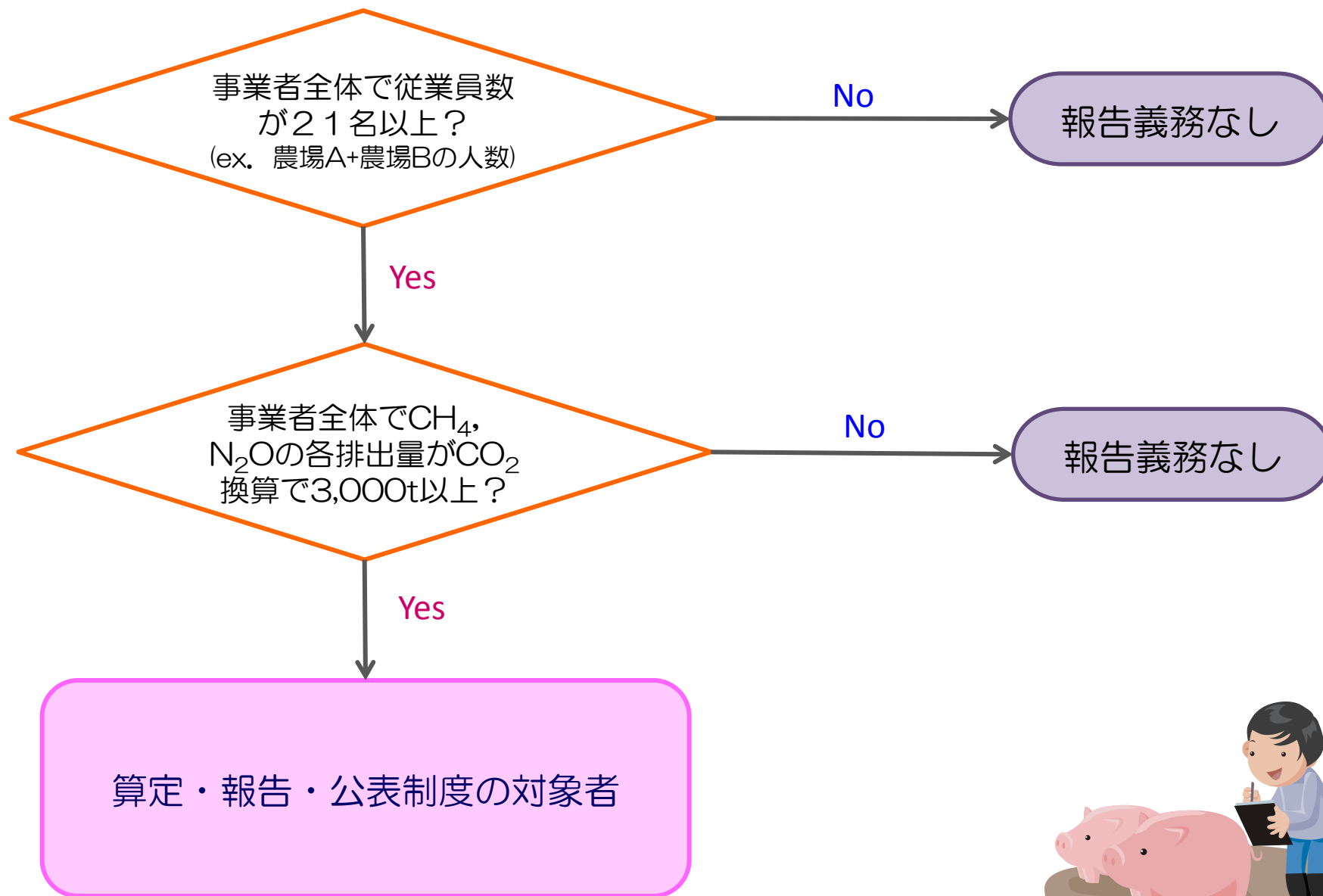


※ 排出量の増減理由等の関連情報も併せて報告することが可能

※ 排出量の情報が公にされることで権利利益が害される恐れがあると思料される場合は、権利利益の保護を請求することが可能

※ 報告義務違反、虚偽の報告に対しては罰則

特定排出者の要件（事業者単位）



算定・報告・公表制度の対象者

【事業者単位】

Case1 :

事業者全体でCH₄, N₂Oそれぞれの再排出量がCO₂換算で3,000t以上



CH₄、N₂Oともに報告

Case2 :

事業者全体でCH₄, N₂Oのどちらか一方の排出量がCO₂換算で3,000t以上



3,000t以上の温室効果ガスのみ報告

報告にあたって、さらに…

温室効果ガスを3,000t以上排出している事業所がある場合



3,000t以上排出している事業所については内訳を報告

事業者単位の報告イメージ

事業者A

一定要件以上
(特定事業所)

すべての事業所の排出量を一括して報告
9,600t



第1農場
(内訳として報告)

第2農場
(内訳として報告)

一定要件以下



事業者B

すべて一定要件以下でも合計
で3,000tを超えれば

すべての事業所の排出量を一括して報告
3,600t



報告対象となる飼養頭羽数の目安（CH₄）

◎最低飼養頭羽数

【乳用牛（搾乳牛換算）】

○ふん：堆積発酵、尿：貯留 約670頭

●ふん尿：貯留 約660頭

【肉用牛（2歳以上換算）】

○ふん：焼却、尿：貯留 約1,900頭

●ふん尿：貯留 約1,300頭

【豚（肥育豚換算）】

○ふん：焼却、尿：貯留 約61,000頭

●ふん尿：貯留 約9,400頭

【採卵鶏（成鶏換算）】

ふん：焼却 約4,700千羽

【ブロイラー】

ふん：焼却 約5,000千羽

◎一般的な処理別最低飼養頭羽数

【乳用牛（搾乳牛換算）】

○ふん：堆積発酵、尿：貯留 約670頭

●ふん尿：堆積発酵 約670頭

【肉用牛（2歳以上換算）】

○ふん：堆積発酵、尿：貯留 約2,000頭

●ふん尿：堆積発酵 約2,100頭

【豚（肥育豚換算）】

○ふん：強制発酵、尿：浄化 約110,000頭

●ふん尿：強制発酵 約110,000頭

【採卵鶏（成鶏換算）】

ふん：強制発酵 約13,000千羽

【ブロイラー】

ふん：強制発酵 約14,000千羽

注：○：ふん尿分離処理，●：ふん尿混合処理

報告対象となる飼養頭羽数の目安 (N₂O)

◎最低飼養頭羽数

【乳用牛（搾乳牛換算）】

- ふん：堆積発酵、尿：浄化 約1,400頭
- ふん尿：浄化 約1,000頭

【肉用牛（2歳以上換算）】

- ふん：天日乾燥 or 火力乾燥、尿：浄化 約3,100頭
- ふん尿：浄化 約2,200頭

【豚（肥育豚換算）】

- ふん：堆積発酵、尿：浄化 約11,000頭
- ふん尿：浄化 約9,800頭

【採卵鶏（成鶏換算）】

- ふん：天日乾燥 or 火力乾燥 or 堆積発酵 約260千羽

【ブロイラー】

- ふん：天日乾燥 or 火力乾燥 or 堆積発酵 約300千羽

◎一般的な処理別最低飼養頭羽数

【乳用牛（搾乳牛換算）】

- ふん：堆積発酵、尿：貯留 約4,300頭
- ふん尿：堆積発酵 約2,200頭

【肉用牛（2歳以上換算）】

- ふん：堆積発酵、尿：貯留 約15,000頭
- ふん尿：堆積発酵 約7,200頭

【豚（肥育豚換算）】

- ふん：強制発酵、尿：浄化 約12,000頭
- ふん尿：強制発酵 約25,000頭

【採卵鶏（成鶏換算）】

- ふん：強制発酵 約2,000千羽

【ブロイラー】

- ふん：強制発酵 約2,500千羽

注：○：ふん尿分離処理，●：ふん尿混合処理

排出量の報告

◎提出期限

平成21年度分：平成22年11月末日までに報告

平成22年度分以降：次年度の7月末日までに報告

◎報告先

事業者が行う事業の所轄省庁の窓口

北海道は、農林水産省（大臣官房環境バイオマス政策課）、沖縄県は、沖縄総合事務局農林水産部、その他は各地域の農政局（企画調整室）へ提出。

◎報告の単位

事業者単位

◎提出書類（温対法の報告様式を使用）

様式第1：排出量を報告する様式(提出は原則必須)

様式第2：排出量の関連情報を提供する様式(提出は任意)

様式第3：磁気ディスクで提出を行う場合に必要

算定対象となる事業活動・算定期間・提出方法

◎算定対象となる事業活動

【メタン (CH_4)】

家畜の消化管内発酵，家畜の排せつ物の管理

【一酸化二窒素 (N_2O)】

家畜の排せつ物の管理

◎算定期間

報告する年の属する年度の**前年度1年間（年度単位）**

◎提出方法の選択

①書面による提出・・・様式第1

②磁気ディスク（フロッピーディスクなど）・・・様式第1、様式第3

温室効果ガスの算定方法

CH₄（メタン）：CH₄排出合計でCO₂換算3,000t/年（約143tCH₄）以上

CH₄排出量（tCH₄）＝家畜の消化管内発酵＋家畜の排せつ物の管理

【家畜の消化管内発酵】

CH₄排出量（tCH₄）

＝（家畜の種類ごとに）平均的な飼養頭数(頭) × 単位飼養頭数当たりのCH₄排出量（排出係数、tCH₄/頭）

※1 乳用牛と肉用牛については、生後～4ヶ月齢までは飼養頭数に入れません。

※2 採卵鶏、ブロイラーは算定の必要はありません。

【家畜の排せつ物の管理】

CH₄排出量（tCH₄）

＝（家畜の種類ごとに）平均的な飼養頭数(頭・羽) × 単位飼養頭数当たりの排出量（排出係数、tCH₄/頭）

N₂O（一酸化二窒素）：N₂O排出合計でCO₂換算3,000t/年（約9.7tN₂O）以上

N₂O排出量（tN₂O）＝家畜排せつ物の管理

【家畜排せつ物の管理】

N₂O排出量（t/N₂O）

＝（家畜排せつ物の管理方法ごとに）平均的な飼養頭数(頭・羽) × 単位飼養頭数当たりの排出量（排出係数、tN₂O/頭）

※算定に当たっては、環境省ホームページ上にある報告書作成支援ツールを利用すると便利です。

<http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/tool/index.html>

温室効果ガス排出量の報告（様式第1）

【報告事項】

◎ 特定排出者の報告事項

- ① (1)氏名（個人）・名称（法人）、(2)住所、(3)法人にあっては代表者の氏名
- ② 特定事業所排出者における常時使用される従業員の数
- ③ 特定事業所排出者において行われる事業
- ④ 温室効果ガス別の実排出量（事業者の合計及び事業ごとの内訳を記載）
- ⑤ 調整後排出量
- ⑥ 京都メカニズムクレジットの合計量、国内認証排出削減量の種類ごとの合計量
（※これらを用いて調整後排出量を算定した場合のみ）
- ⑦ 算定方法又は係数の説明（政省令で定めるものと異なる算定方法・係数を用いた場合のみ）
- ⑧ 使用した電気の排出係数（実排出係数・調整後排出係数）の説明
- ⑨ 調整後排出量の算定に係る情報（京都メカニズムクレジットの識別番号、移転日時等）
- ⑩ その他様式で定める事項



◎ 特定事業所排出者が一定規模以上の事業所(特定事業所)を有する場合は以下も併せて報告

- ① 特定事業所の名称及び所在地
- ② 特定事業所において行われる事業
- ③ 温室効果ガス別の実排出量
- ④ 算定方法又は係数の説明（政省令で定めるものと異なる算定方法・係数を用いた場合のみ）
- ⑤ 使用した電気の排出係数（実排出係数）の説明
- ⑥ その他様式で定める事項

関連情報の提供（様式第2）

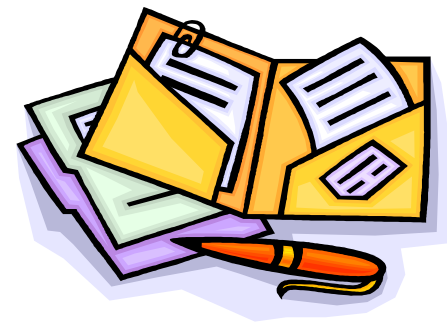
- ◎ 特定排出者が温室効果ガスの排出量に加えて、排出量の増減状況その他の関連情報についても報告を希望する場合は併せて提供することができる。

【提供の方法】

- ◎ 報告書の提出時に提供様式（温対法様式第2）を添付して提供
- ◎ 関連情報としては、次の情報のいずれか又は両方を提供可能
 - ① 特定排出者全体に係る情報（事業者ごとに1枚提出） → 国が公表
 - ② 特定事業者のみに係る情報（特定事業者ごとに1枚提出） → 請求に応じて開示

【提供できる情報】

- ① 報告された排出量の増減の状況に関する情報
- ② 温室効果ガスの排出原単位の増減の状況に関する情報
- ③ 温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報
- ④ 温室効果ガスの排出量の算定方法等に関する情報
- ⑤ その他の情報



磁気ディスクによる提出（様式第3）

- ◎ 磁気ディスクにより提出する場合には、様式に求められている押印または署名は必要なし。

【提出物】

- ① 磁気ディスク
- ② 様式第3

【磁気ディスクの種類】

- ① フロッピー・ディスク（FD）
- ② コンパクト・ディスク（CD）
- ③ 光磁気ディスク（MO）
- ④ DVD



【磁気ディスクへの表示】

- ① 提出者の氏名又は名称
- ② 事業所名
- ③ 提出年月日

【磁気ディスクへの記録方法】

- ① ワードプロソフト：
Justsystem社 一太郎シリーズ
又は、Microsoft社 Word
- ② 表計算ソフト：
Microsoft社 Excel
- ③ 画像データ：
BMP（ビットマップピクチャー）形式
又は、JPEG形式

報告対象の目安となる飼養頭羽数 (CH₄)

※消化管内発酵による排出量も考慮

注: あくまでも目安であり、これ以下の頭数でも報告対象となる可能性がありますのでご注意ください。

家畜種		家畜排せつ物処理方法	
		ふん尿分離処理	ふん尿混合処理
乳用牛	搾乳牛	約670頭	約660頭
	乾・未経産牛	約810頭	約800頭
	育成牛	約950頭	約940頭
肉用牛	2歳未満	約2,000頭	約1,400頭
	2歳以上	約1,900頭	約1,300頭
	乳用種	約2,000頭	約1,400頭
豚	肥育豚	約61,000頭	約9,400頭
	繁殖豚	約44,000頭	約6,100頭
	一貫経営の場合(母豚頭数)	約5,500頭	約830頭
採卵鶏	雛	約11,000,000羽	
	成鶏	約4,700,000羽	
ブロイラー		約5,000,000羽	
馬		約7,000頭	

報告対象の目安となる飼養頭羽数 (N₂O)

注: あくまでも目安であり、これ以下の頭数でも報告対象となる可能性がありますのでご注意ください。

家畜種		家畜排せつ物処理方法	
		ふん尿分離処理	ふん尿混合処理
乳用牛	乳用牛	約1,400頭	約1,000頭
	乾・未経産牛	約4,300頭	約3,400頭
	育成牛	約2,900頭	約2,100頭
肉用牛	2歳未満	約3,700頭	約2,500頭
	2歳以上	約3,100頭	約2,200頭
	乳用種	約3,200頭	約2,300頭
豚	肥育豚	約11,000頭	約9,800頭
	繁殖豚	約7,300頭	約6,500頭
	一貫経営の場合(母豚頭数)	約980頭	860頭
採卵鶏	雛	約550,000羽	
	成鶏	約260,000羽	
ブロイラー		約320,000羽	
馬	放牧	約7,000頭	
	その他	約30,000頭	

算定報告の提出先 及び 問い合わせ先

地方農政局等	電話番号	管内各県
農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課	03-3502-8111 (内線3297)	北海道
東北農政局企画調整室	022-263-1111	青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島
関東農政局企画調整室	048-600-0600	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
北陸農政局企画調整室	076-263-2161	新潟、富山、石川、福井
東海農政局企画調整室	052-201-7271	岐阜、愛知、三重
近畿農政局企画調整室	075-451-9161	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国四国農政局企画調整室	086-224-4511	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州農政局企画調整室	096-353-3561	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄総合事務局農林水産部	098-866-0031	沖縄

- ◎ 農林水産業に係る環境対策に関する問い合わせ
 - 農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課
TEL：03-3502-8111（内線3297） FAX：03-3591-6640
- ◎ 畜産環境対策に関する問い合わせ
 - 農林水産省 生産局 畜産企画課
TEL：03-3502-8111（内線4890） FAX：03-3502-0873
- ◎ 温室効果ガス排出算定・報告・公表制度一般に関する問い合わせ
 - 環境省 地球環境局 地球温暖化対策室
TEL：03-3581-3351（内線6779） FAX：03-3580-1382
算定報告に係るWebサイト：<http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/>